

平成24年度 互助会看護休暇給付金 Q&A

No	Q	A
1	改正理由について教えてください。	人事委員会規則の一部改正により、看護休暇取得期間が「1の年度を通じて180日の範囲内」から「1人の要介護者につき通算して3年の範囲内」に延長となりました。 これに伴い、当互助会の給付規則に看護休暇給付金期間の上限が定められていないため、給付期間の上限を定めるものです。
2	改正内容について教えてください。	1人の要介護者につき、看護休暇給付金の支給対象期間の上限を通算180日としました。
3	給付規則の一部改正による施行期日はいつですか。	平成24年4月1日です。
4	平成24年度の給付の考え方は、どのようになりますか。	現行給付事由及び給付額の算定方法と同様で、平成24年度中に1人の要介護者につき、通算180日(土・日・祝日含む)を上限として、看護休暇給付金を給付します。
5	平成24年4月から看護休暇を3年間取得した場合、毎年給付が受けられますか。	改正後の給付方法は、通算180日が限度となるため、平成24年度のみでの扱いとなります。 平成25年4月以降の給付内容については、「あり方に係る検討委員会」等で検討していただき、平成24年度中に、新たな給付額、給付方法を示します。 会員の皆様には、検討状況等をお知らせしてまいります。
6	平成24年度は、給付日額の上限はありますか。	平成23年度の給付額算定方法と同様で、給付日額の上限はありません。したがって、平成24年度看護休暇取得者にとって、平成23年度と比較しての不利益は生じません。
7	看護休暇取得後、一度復帰してから、再度看護休暇を取ったときの、給付金の扱いはどうなりますか。	それぞれの休暇日数を、通算して算出します。 例として、当初90日(土・日・祝日含む)看護休暇を取得して一度復帰し、同じ要介護者に対してもう一度看護休暇を取得するときは、180日から90日を引いた残りの90日(土・日・祝日含む)が給付の対象となります。
8	看護(介護)休暇給付金の全国状況は、どうなっていますか。	看護(介護)休暇給付金の無い団体もあります。 平成23年度の各団体の予算額は、千葉県(教職員互助会)が約4,700万円で、全国で一番高額となっています。

※このQ&Aについては、随時更新いたします。